

薬局の業務を行う体制の概要

1日平均取扱処方箋数	①	50	枚
調剤に従事する薬剤師の員数 ^{※1}	②	2	人
調剤に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間数の総和 ^{※2}	③	80	時間
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たりの勤務時間数の総和 ^{※2}	④	80	時間
要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間数の総和 ^{※2}	⑤	80	時間
薬局の開店時間の1週間の総和	⑥	38	時間
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	⑦	38	時間
要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	⑧	38	時間
要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	⑨	38	時間
第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和	⑩	38	時間
要指導医薬品及び一般用医薬品の情報提供及び指導を行う場所の数	⑪	1	ヶ所
要指導医薬品及び第1類医薬品の情報提供及び指導を行う場所の数	⑫	1	ヶ所

概算で記載してください(開設者変更による新規申請時は現在の平均取扱処方箋数を記載)

※1 常勤を1とし、端数は切り捨てとする。※2 特定販売のみに従事する勤務時間数を除く。

○上の表に記載した数値を枠内に記載し、体制省令（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令）で定める基準に適合することを確認した上で、右の枠の「適」に○をつけてください。要指導医薬品等を扱わない場合は、「－」に○をつけてください。

						適・不適					
		② 2	≥	① 50	÷	40	=	1.25	○ 適	・ 不適	
		③ 80	≥			⑥ 38			○ 適	・ 不適	
④ 80	÷	⑪ 1	=	80	≥	⑦ 38			○ 適	・ 不適	・ ー
⑤ 80	÷	⑫ 1	=	80	≥	⑧ 38			○ 適	・ 不適	・ ー

(注) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

薬局の業務を行う体制の概要

○体制省令で定める以下の体制を備え、措置を講じた上で、右の枠の「有」に○をつけてください。

有・無	
営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供及び指導を行うための体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定（従事者に対する研修の実施等の盛り込み）	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定（従事者に対する研修の実施等の盛り込み）	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤された薬剤以外の医薬品に関する情報提供及び指導その他医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定（従事者に対する研修の実施等の盛り込み）	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 ・ —
医薬品の安全使用のための責任者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
従事者から薬局開設者への事故報告体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができるものの特定	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

○薬剤師不在時間の届出を行う場合、体制省令で定める以下の体制を備え、措置を講じた上で、右の枠の「有」に○をつけてください。

有・無	
営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供及び指導を行うための体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定（従事者に対する研修の実施等の盛り込み）	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定（従事者に対する研修の実施等の盛り込み）	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

（注）この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(注) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。